

# 西置賜漁業協同組合内共第3号第五種 共同漁業権 遊漁規則

## ( 目 的 )

第1条 この規則は、西置賜漁業協同組合(以下「組合」という。)が有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域内において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うぐい(はや)、こい、ふな、かじか、さくらます(やまめ)、いわな、にじます及びわかさぎをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定め、漁業秩序の維持を図ることを目的とする。

## ( 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務 )

第2条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、第8条第1項に掲げる漁具・漁法による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムで、第8条第5項に掲げる漁具・漁法による遊漁の場合には遊漁対象水産動植物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項、同条第3項及び第4項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## ( 漁具・漁法の制限 )

第3条 第8条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
刺 し 網	肩長さ 50メートル以下 網丈 180センチメートル以下

3 一枚網以外の刺し網を使用して遊漁をしてはならない。

4 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中網漁具により遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
西置賜郡飯豊町大字上原地内上原橋から上流同町大字岩倉地内神明橋までの置賜白川	6月1日から 8月14日まで
上記を除く区域	6月10日から 7月31日まで

## ( 遊漁期間 )

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法により、右欄に

掲げる期間内で行わなければならない。

水産動物の種類	漁具・漁法	期 間
あ ゆ	竿釣(友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り (フライ釣りを含む))、投網	組合が定めて公示する日から 10月31日まで
	がら掛け(掛け釣り)	8月25日から 10月31日まで
	刺し網	8月20日から 10月31日まで
にじます、いわな	釣り、投網	4月1日から 9月30日まで
さくらます(海域での生活をを経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。)	釣り	4月1日から 8月31日まで
やまめ(さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。)	釣り、投網	4月1日から 9月30日まで
わかさぎ	釣り	4月1日から 11月30日まで

2 前項の公示は、組合事務所の掲示板に掲載してするものとする。

( 禁止区域 )

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動物の種類	区 域	期 間	
うぐい(はや)	最上川	4月20日から 6月10日まで	
			西置賜郡白鷹町大字佐野原地内柳島から上流及び下流それぞれ200メートルの地点まで
			西置賜郡白鷹町大字広野地内睦橋から上流白鷹町土地改良区揚水機場の取水口地点まで
	置賜白川		長井市小出地内諏訪堰水門から下流500メートルの地点まで
			長井市時庭地内白川橋から下流最上川との合流点まで
			西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から下流500メートルの地点まで
西置賜郡飯豊町大字須郷地内須郷橋から上流300メートル及び下流200メートルの地点まで			
置賜野川	長井市平山地内松田橋から上流及び下流それぞれ200メートルの地点まで	4月1日から	
			長井市寺泉地内谷地橋から下流フラワー長井線鉄橋までの区域
	実淵川		西置賜郡白鷹町大字高岡地内高岡橋から下流300メートルの地点まで

かじか	荒砥川	西置賜郡白鷹町大字十王地内称名寺橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで	5月10日まで
	置賜白川	西置賜郡飯豊町大字椿地内長瀬橋から下流400メートルの地点まで	
		西置賜郡飯豊町大字川内戸地内鳥井原から上流200メートルの地点まで	
		西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から下流500メートルの地点まで	
		西置賜郡飯豊町大字須郷地内須郷橋から上流300メートル及び下流200メートルの地点まで	
全魚種	置賜白川	西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から上流120メートル及び下流230メートルの地点まで(魚道を含む)	周年
	大実淵川	西置賜郡白鷹町大字黒鴨地内実淵川上流小実淵川との合流点から上流端まで	
	五貫沢	長井市平野地内切立沢との合流点から上流全域(国有林で森林生態系保護地域保存地区に属する区域)	

( 全長制限 )

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物の種類	全長
こい	10センチメートル
ふな、うぐい(はや)	5センチメートル
にじます	15センチメートル

( 水産資源の保護に関する制限事項 )

第7条 第5条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項(漁具・漁法、区域、期間)については、これに従わなければならない。

( 遊漁料の額及び納付方法 )

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動物についての遊漁もできるものとする。

水産動物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい(はや)、こい、ふな、かじか、さくらます(やまめ)、いわな、にじます、わかさぎ	釣り(がら掛け(掛け釣り)含む。)、たも網、すくい網、やす(かじかに限る。)	1日	1,000円
		1年	5,500円

あ	ゆ	竿釣(友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り (フライ釣りを含む)、がら掛け(掛け釣 り))	1 日	1,500円
			1 年	7,500円

- 2 遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において組合が任命した漁場監視員(以下「漁場監視員」という。)に納付することができる。
- 3 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における遊漁料の額は、前項の遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。ただし小学生未満は対象外とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。ただし、第3項に該当する場合における加算額は小学生未満以外1,000円とする。

対 象 者	遊 漁 料
小学生未満	無 料
中 学 生	第1項に規定する額の2分の1に相当する額
女 性	第1項に規定する額の2分の1に相当する額(中学生を除く)

- 5 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1項の年間遊漁料を納付した場合における特別遊漁料の額は、次の表の遊漁料の額から5,500円を控除して得た額とする。

水 産 動 物 の 種 類	漁 具・漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい、うぐい(はや)、ふな、かじか、 さくらます(やまめ)、いわな、にじます	投 網	1 年	15,000円
	刺 し 網	1 年	23,000円
	置き釣り、さで類、 せん(筒)	1 年	15,000円

- 6 前項の特別遊漁料を納付した場合は、第1項に掲げる遊漁についてもできるものとする。

( 遊漁承認証に関する事項 )

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所 (2)魚種 (3)遊漁区域
- (4)遊漁料の額 (5)発行日、発行者名 (6)注意事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

( 県内共通遊漁承認証の承認に関する事項 )

第10条 この漁場区域内及びア表に掲げるすべての漁場区域内において、イ表左欄の水産動物を

同表中欄の漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁にゆいて山形県内水面漁業協同組合連合会(以下「内水連」という。)の承認を受けなければならない。

ア表

漁 場 区 域 ( 漁 業 権 番 号 )				
内共第 1号	内共第 2号	内共第 3号	内共第 4号	内共第 5号
内共第 6号	内共第 7号	内共第 8号	内共第 9号	内共第10号
内共第11号	内共第12号	内共第13号	内共第14号	内共第15号
内共第16号	内共第17号	内共第18号	内共第19号	内共第20号
内共第21号	内共第22号	内共第23号	内共第24号	内共第25号
内共第26号	内共第27号	内共第28号		

イ表

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	さお釣り(掛け釣りを除く)	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間 20,000円

2 前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。

3 第1項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、組合が定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

( 遊漁に際し守るべき事項 )

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等の為に行う採捕量の調査等に協力するものとする。

( 漁場監視員 )

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(1)氏名 (2)有効期間 (3)注意事項 (4)発行者名

( 違反者に対する措置 )

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。